

独立行政法人日本芸術文化振興会組織規程

	平成15年10月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	1号
改正	平成16年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 62号
改正	平成16年12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	81号
改正	平成17年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 93号
改正	平成18年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第121号
改正	平成21年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第157号
改正	平成22年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第203号
改正	平成24年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第235号
改正	平成25年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第260号
改正	平成26年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第275号
改正	平成27年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第301号
改正	平成28年	3月17日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	340号
改正	平成28年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第351号
改正	平成29年	3月31日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	371号
改正	令和2年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第408号
改正	令和3年	1月14日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	424号
改正	令和3年10月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	441号
改正	令和4年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第444号
改正	令和4年10月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	476号
改正	令和4年12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	483号
改正	令和5年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第487号
改正	令和6年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第512号
改正	令和6年	5月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第527号
改正	令和7年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第541号
改正	令和8年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第599号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）の組織、職制及び事務の分掌を定めることを目的とする。

第2章 組織

(部及び課等)

第2条 振興会に総務部、財務部、企画部、国立劇場、国立劇場養成所、伝統芸能情報センター、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場再整備本部を置き、企画部に基金・助成事務局、基盤強化基金事務局及び日本博事務局を、国立劇場に制作部、営業部及び舞台技術部を置く。

2 他の規程等の規定の適用については、当該規程等に特別の定めのある場合を除き、前項に規定する国立劇場、国立劇場養成所、伝統芸能情報センター、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場再整備本部、基金・助成事務局、基盤強化基金事務局及び日本博事務局は部として取り扱う。

3 総務部に次の4課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 人事労務課
- (3) 情報推進課
- (4) 財団支援課

4 財務部に次の3課を置く。

- (1) 財務課
- (2) 契約課
- (3) 施設課

5 企画部に次の3課を置く。

- (1) 企画課
- (2) 事業開発課
- (3) 運営構想計画課

6 基金・助成事務局に次の5課を置く。

- (1) 企画調査課
- (2) 芸術活動助成課
- (3) 地域文化助成課
- (4) 文化振興助成課
- (5) 調査研究課

7 基盤強化基金事務局に次の2課を置く。

- (1) 企画調整課
- (2) 活動支援課

8 日本博事務局に次の5課を置く。

- (1) 総括第一課
- (2) 総括第二課
- (3) 文化事業広報第一課
- (4) 文化事業広報第二課
- (5) 文化事業広報第三課

9 制作部に次の4課を置く。

- (1) 経営計画課
- (2) 歌舞伎制作課
- (3) 伝統芸能制作課
- (4) 演芸制作課

10 営業部に次の3課を置く。

- (1) 普及営業課
- (2) 宣伝営業課
- (3) 観客営業課

11 舞台技術部に次の3課を置く。

- (1) 舞台課
- (2) 技術課
- (3) 舞台監督美術課

12 国立劇場養成所に次の4課を置く。

- (1) 養成企画課
- (2) 歌舞伎・大衆芸能研修課
- (3) 能楽研修課
- (4) 文楽研修課

13 伝統芸能情報センターに次の2課を置く。

- (1) 普及教育課
- (2) 調査資料課

14 国立能楽堂に次の3課を置く。

- (1) 事業推進課
- (2) 企画制作課
- (3) 営業課

15 国立文楽劇場に次の4課を置く。

- (1) 事業推進課
- (2) 企画制作課
- (3) 営業課
- (4) 舞台技術課

16 国立劇場再整備本部に次の5課を置く。

- (1) 総合調整課
- (2) 事業調整課
- (3) 施設計画課
- (4) 施設整備課
- (5) 舞台計画課

- 17 課には、必要に応じ室を置くことができる。
- 18 課及び室には、必要に応じ係を置くことができる。

(監査室及び監事室)

第3条 前条に定めるもののほか、理事長の下に監査室を、監事の下に監事室を置く。

- 2 監査室及び監事室には、必要に応じ係を置くことができる。

第3章 職制

(審議役)

第4条 振興会には、必要に応じ審議役を置くことができる。

- 2 審議役は、上司の命を受け、振興会の事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

(部及び課に置く職)

第5条 部及び課にはそれぞれ部長及び課長を置く。

- 2 部長は、上司の命を受け当該部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 3 部には、必要に応じ次長及び副部長を置くことができる。
 - 4 次長は、部長を助け当該部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 5 副部長は、部長又は次長を助け当該部の事務を整理する。
 - 6 課長は、部長、次長又は副部長を補佐してそれぞれの課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
 - 7 室に室長を置く。
 - 8 室長は、課長を補佐して当該室の事務を処理する。
 - 9 課には、必要に応じ課長補佐を置くことができる。
 - 10 課長補佐は、課長を補佐する。
 - 11 係に係長を置く。
 - 12 係長は、課長、室長又は課長補佐を補佐して当該係の事務を処理する。
 - 13 課及び室には、必要に応じ主任を置くことができる。
 - 14 主任は、上司の命を受け課及び室の事務のうち特定の事項を処理する。
- 第6条 財務部に財務担当副部長を置くことができる。

- 2 財務担当副部長は、部長を助け当該部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第7条 課には、必要に応じ専門員を置くことができる。

- 2 専門員は、上司の命を受け高度の専門知識を必要とする事務を処理する。
- 3 専門員のうち若干人を主任専門員とすることができる。
- 4 主任専門員は、専門員の職務の連絡調整にあたる。

第8条 課及び室には、必要に応じ専門職員を置くことができる。

- 2 専門職員は、上司の命を受け専門的知識を必要とする事務を処理する。

(基金・助成事務局に置く職)

第9条 基金・助成事務局には、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、上司の命を受け当該事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 3 基金・助成事務局には、必要に応じ事務局次長及び副部長職を置くことができる。
 - 4 事務局次長は、事務局長を助け当該事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 5 事務局副部長職は、事務局長又は事務局次長を助け当該事務局の事務を整理する。
 - 6 基金・助成事務局には、必要に応じて、助成金の交付対象となる文化芸術活動の分野（以下、この条において「分野」という。）ごとに、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーを置くことができる。
 - 7 プログラムディレクターは、上司の命を受け、助成金の交付に係る審査及び助成対象活動の成果の検証等のうち、高度の専門的知識を必要とする事務を処理するほか、担当分野に係るプログラムオフィサーの事務を指揮監督し、及び分野間において必要な連絡調整にあたる。
 - 8 プログラムオフィサーは、上司の命を受け、助成金の交付に係る審査及び助成対象活動の成果の検証等のうち、高度の専門的知識を必要とする事務を処理する。
 - 9 プログラムオフィサーのうち若干人をチーフプログラムオフィサーとすることができる。
 - 10 チーフプログラムオフィサーは、上司の命を受け、助成金の交付に係る審査及び助成対象活動の成果の検証等のうち、高度の専門的知識を必要とする事務を処理するほか、担当分野に係るプログラムオフィサーの事務及び分野間において必要な連絡調整にあたる。
 - 11 第6項及び第9項の規定によるほか、基金・助成事務局には、必要に応じて、分野を横断して助成金の交付に係る事業の全般にわたる調整に当たらせるため、プログラムディレクター、プログラムオフィサー及びチーフプログラムオフィサーを置くことができる。
- （基盤強化基金事務局に置く職）

第9条の2 基盤強化基金事務局には、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、上司の命を受け当該事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 3 基盤強化基金事務局には、必要に応じ事務局次長及び副部長職を置くことができる。
 - 4 事務局次長は、事務局長を助け当該事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 5 事務局副部長職は、事務局長又は事務局次長を助け当該事務局の事務を整理する。
- （日本博事務局に置く職）

第9条の3 日本博事務局には、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、上司の命を受け当該事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 3 日本博事務局には、必要に応じ事務局次長及び副部長職を置くことができる。
 - 4 事務局次長は、事務局長を助け当該事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 5 事務局副部長職は、事務局長又は事務局次長を助け当該事務局の事務を整理する。
- （国立劇場、国立能楽堂及び国立文楽劇場に置く職）

第9条の4 国立劇場には国立劇場長及び国立演芸場長を、国立能楽堂には国立能楽堂長を、国立文楽劇場には国立文楽劇場長を置く。

- 2 国立劇場長、国立演芸場長、国立能楽堂長及び国立文楽劇場長は、上司の命を受け当該組織の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂及び国立文楽劇場には、必要に応じ副部長職を置くことができる。
- 4 副部長職は、国立劇場長、国立演芸場長、国立能楽堂長又は国立文楽劇場長を助け当該組織の事務を整理する。

(国立劇場養成所に置く職)

第9条の5 国立劇場養成所には、所長を置く。

- 2 所長は、上司の命を受け国立劇場養成所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 国立劇場養成所には、必要に応じ次長及び副所長を置くことができる。
- 4 次長は、所長を助け国立能楽堂又は国立文楽劇場における伝承者養成事業の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 副所長は、所長を助け国立劇場養成所の事務を整理する。

(伝統芸能情報センターに置く職)

第10条 伝統芸能情報センターには、センター長を置く。

- 2 センター長は、上司の命を受け当該センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 伝統芸能情報センターには、必要に応じ副センター長、芸能調査役及び芸能調査員を置くことができる。
- 4 副センター長は、センター長を助け当該センターの事務を整理する。
- 5 芸能調査役は、上司の命を受け芸能に関する高度の専門的知識を必要とする調査等の複雑の事務を処理する。
- 6 芸能調査員は、上司の命を受け芸能に関する専門的知識を必要とする調査等の事務を処理する。
- 7 芸能調査役のうち若干人を主席芸能調査役とすることができる。
- 8 主席芸能調査役は、芸能調査及び芸能調査員の職務の連絡調整にあたる。

(国立劇場再整備本部に置く職)

第10条の2 国立劇場再整備本部には、本部長を置く。

- 2 本部長は、理事長が指名する理事をもって充て、国立劇場等の再整備に係る業務に関する重要事項について総括整理する。
- 3 国立劇場再整備本部には、必要に応じ本部長代理を置くことができる。
- 4 本部長代理は、本部長を補佐するとともに、本部長に事故があるときはその職務を代理し、本部長に欠員があるときはその職務を行う。
- 5 国立劇場再整備本部に総括役を置く。
- 6 総括役は、本部長を補佐し、業務全体を掌理する。
- 7 国立劇場再整備本部には、必要に応じ総括役代理を置くことができる。
- 8 総括役代理は、総括役を補佐するとともに、総括役に事故があるときはその職務を代理

し、総括役に欠員があるときはその職務を行う。

9 国立劇場再整備本部に、総合調整担当、企画担当及び劇場担当の副本部長を置く。

10 副本部長は、本部長及び総括役を補佐し、それぞれの担当業務を総括する。

11 国立劇場等の再整備の技術的課題に関し意見を求めるため、国立劇場再整備本部に技術顧問を置くことができる。技術顧問は、優れた識見を有する者のうちから理事長が委嘱する。
(監査室及び監事室に置く職)

第11条 監査室及び監事室に室長を置く。

2 監査室長及び監事室長は、それぞれ理事長及び監事の命を受けて、当該室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

3 監査室及び監事室には、必要に応じ室長補佐を置くことができる。

4 室長補佐は、室長を補佐する。

5 第5条第11項から第14項まで、第7条及び第8条の規定は、監査室及び監事室について準用する。

第11条の2 監査室及び監事室には、必要に応じ副部長職を置くことができる。

2 監査室副部長職及び監事室副部長職は、それぞれ理事長及び監事の命を受け、当該室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(職制の取り扱い)

第11条の3 他の規程等の規定の適用については、当該規程等に特別の定めのある場合を除き、次の表の左欄に掲げる規定中の同表の中欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる第5条第1項に規定する部長又は第5条第3項に規定する副部長として取り扱うものとする。

規定	職	取り扱い
第5条第3項	次長	部長
第6条第1項	財務担当副部長	副部長
第9条第1項	事務局長	部長
第9条第3項	事務局次長	部長
	副部長職	副部長
第9条の2第1項	事務局長	部長
第9条の2第3項	事務局次長	部長
	副部長職	副部長
第9条の3第1項	事務局長	部長
第9条の3第3項	事務局次長	部長
	副部長職	副部長
第9条の4第1項	国立劇場長、国立演芸場長、国立能楽堂長、 国立文楽劇場長	部長
第9条の4第3項	副部長職	副部長

第9条の5第1項	所長	部長
第9条の5第3項	次長	部長
	副所長	副部長
第10条第1項	センター長	部長
第10条第3項	副センター長	副部長
第10条の2第3項	本部長代理	部長
第10条の2第5項	総括役	部長
第10条の2第7項	総括役代理	部長又は副部長
第10条の2第9項	副本部長	副部長
第11条の2第1項	副部長職	副部長

第4章 事務分掌

(総務部の事務)

第12条 総務部の総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機密に関すること。
- (2) 秘書事務に関すること。
- (3) 公印の制定並びに振興会印及び職務印の保管に関すること。
- (4) 振興会の組織に関すること。
- (5) 諸規程の審査に関すること。
- (6) 振興会の総合的な窓口業務及び業務に係る連絡調整に関すること。
- (7) 文書の接受、発送及び保存並びに情報の公開に関すること。
- (8) 役員会、評議員会及び各種審議会の庶務に関すること。
- (9) 監督官庁の認可、承認又は指定を受けるべき事務に関すること。
- (10) 法務に関すること。
- (11) 政府機関及び関係団体との連絡に関すること。
- (12) 儀式に関すること。
- (13) 共催、後援等の名義使用に関すること。
- (14) 施設の警備に関すること。
- (15) 自動車の管理に関すること。
- (16) 電話の管理に関すること。
- (17) 建物及び施設の防災に関すること。
- (18) 職員・楽屋食堂、職員売店等の管理及び運用に関すること。
- (19) 駐車場の管理、運営に関すること。
- (20) 施設の清掃に関すること。
- (21) 職員宿舎の管理に関すること。
- (22) 観客等からの意見、要望等への対応に係る総括に関すること。

(23) 前号の対応結果の集約及び同号の意見、要望等を踏まえた業務改善に係る総括に関すること。

(24) その他、他の所掌に属しないこと。

2 総務部の人事労務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 理事の任免及び役員の給与等に関すること。
- (2) 職員の任用及び服務に関すること。
- (3) 職員の給与等に関すること。
- (4) 職員の勤務成績の評定、分限、表彰及び懲戒に関すること。
- (5) 職員の勤務に関すること。
- (6) 職員の研修に関すること。
- (7) 職員の健康管理その他職員の福利厚生に関すること。
- (8) 衛生及び看護に関すること。
- (9) 職員の出張に関すること。
- (10) 職員の証明に関すること。
- (11) その他職員の人事労務に関すること。

3 総務部の情報推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 振興会の情報処理システムの企画立案に関すること。
- (2) 振興会の情報処理システムの連絡調整に関すること。
- (3) 振興会の情報処理システムの管理運用に関すること。
- (4) 情報処理システム関連技術の調査に関すること。
- (5) 情報システムに係る教育・研修に関すること。
- (6) ハードウェアシステムの導入・移行に関すること。
- (7) ソフトウェアシステムの開発・企画に関すること。
- (8) データベースの整備・構築に関すること。
- (9) ネットワークシステムの整備・構築に関すること。

4 総務部の財団支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 新国立劇場及び国立劇場おきなわの運営に関する連絡調整及び支援に関すること。
 - (2) 公益財団法人新国立劇場運営財団及び公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団との委託契約に関すること。
 - (3) 新国立劇場及び国立劇場おきなわの食堂、売店、駐車場等の管理及び運用に関すること。
 - (4) 新国立劇場舞台美術センターの運営及び管理に関すること。
 - (5) 東京オペラシティ及び初台淀橋街区全体との連絡調整に関すること。
 - (6) その他新国立劇場及び国立劇場おきなわに関する業務に関し他の所掌に属しないこと。
- (財務部の事務)

第12条の2 財務部の財務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算に関すること。

- (2) 収支及び支出に関すること。
- (3) 政府の出資金、運営費交付金及び補助金並びに借入金に関すること。
- (4) 資産の取得、処分及び貸付に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 決算（企画部企画課の所掌に属する評価等に係るものを除く。）の総括に関すること。
- (6) 資金計画（企画部基金・助成事務局企画調査課の所掌に属するものを除く。）及び資金運用に関すること。
- (7) 給与等の支給に関すること。
- (8) 現預金、有価証券の出納及び管理に関すること。
- (9) 入場料、施設の使用料等の調定及び徴収に関すること。
- (10) 会計監査人等の事務に関すること。
- (11) その他独立行政法人会計基準等に関すること。
- (12) 財務部の業務に係る連絡調整に関すること。
- (13) その他財務に関すること。

2 財務部の契約課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 契約事務の総括及び管理に関すること（他の課又は室の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 資産の管理（各分任物品管理者の総括を含む。）に関すること。
- (3) 物品の調達及び管理（各分任物品管理者の総括を含む。）に関すること。

3 財務部の施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) インフラ長寿命化計画に関すること。
- (2) 施設の省エネルギー及び地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 建物及び施設の営繕、保守及び管理に関すること。
- (4) 給排水、給湯、衛生設備の保守及び管理に関すること。
- (5) 冷暖房、換気設備の運転、保守及び管理に関すること。
- (6) 電気関係施設の運転、保守及び管理に関すること。

（企画部の事務）

第13条 企画部の企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 振興会の広報に関すること。
- (2) 普及教育事業に係る統括に関すること。
- (3) 寄附金等の外部資金の獲得に係る企画及び統括に関すること。
- (4) 施設の見学に関すること。
- (5) 企画部の業務に係る連絡調整に関すること。

2 企画部の事業開発課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 自主公演の営業に係る統括に関すること。
- (2) 新たな観客の拡大に資する事業の企画立案及び普及事業の統括に関すること。

3 企画部の運営構想計画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経営戦略の企画立案及び効果検証の統括に関すること。

- (2) 経営戦略会議の庶務に関すること。
 - (3) 中期計画及び年度計画の策定、評価等の総括に関すること。
 - (4) 振興会の将来運営計画の検討及び策定等。
 - (5) 前号に係る事業の企画立案及び事業実施の統括に関すること。
- 4 基金・助成事務局の企画調査課においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 助成金に関する業務の基本的事項に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
 - (2) 芸術文化振興基金運営委員会に関すること。
 - (3) 助成金の計画額の算定に関すること。
 - (4) 助成金に関する業務に係る資金計画案の作成に関すること。
 - (5) 助成金に関する業務に係る寄附金に関すること。
 - (6) 助成金に関する業務に係る広報及び芸術文化支援団体等との協力に関すること。
 - (7) 助成金に関する会計調査の計画等に関すること。
 - (8) その他助成金に関する業務に関し、他の所掌に属しないこと。
- 5 基金・助成事務局の芸術活動助成課においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及のための助成金の交付に関すること。（基金・助成事務局の他の課の所掌に属するものを除く。）
 - (2) 助成金の交付に関し、芸術団体等との連絡に関すること。
 - (3) その他助成金の交付に関し、他の所掌に属しないこと。
- 6 基金・助成事務局の地域文化助成課においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 地域の文化の振興のための助成金の交付に関すること。
 - (2) 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及のための助成金の交付に関すること。
 - (3) 芸術に関する団体が行う美術・メディア芸術等の創造普及のための助成金の交付に関すること。
 - (4) 小学校・中学校・特別支援学校や山間・へき地等巡回公演の実施に関すること。
 - (5) 助成金の交付及び巡回公演の実施に関し、文化団体、地方公共団体、芸術団体等との連絡に関すること。
- 7 基金・助成事務局の文化振興助成課においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 文化に関する団体が行う文化の振興、普及又は人材育成のための助成金の交付に関すること。（基金・助成事務局の他の課の所掌に属するものを除く。）
 - (2) 映像芸術に関する団体が行う映画の製作活動等のための助成金の交付に関すること。
 - (3) 助成金の交付に関し、文化団体、映像芸術団体等との連絡に関すること。
- 8 基金・助成事務局の調査研究課においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 助成金に関する業務に係る調査、研究に関すること。
- 9 基盤強化基金事務局においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 基盤強化基金業務に係る企画立案及び運営等に関すること。
 - (2) 基盤強化基金業務に係る関係団体等との連絡調整、指導及び助言等に関すること。

- (3) 基盤強化基金業務に係る広報及び渉外業務に関する事。
- (4) 基盤強化基金業務に係る分析・評価に関する事。
- (5) 基盤強化基金業務に係る資金計画案の作成に関する事。
- (6) その他基盤強化基金業務に必要な業務に関する事。

10 日本博事務局においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 「日本博」に係る企画立案・運営等に関する事。
- (2) 「日本博」に係る関係団体等との連絡調整及び事業の指導・助言等に関する事。
- (3) 「日本博」に係る広報戦略に関する事。
- (4) 「日本博」に係る評価に関する事。
- (5) 参画型の認証等に関する事。
- (6) その他「日本博」に必要な業務に関する事。

第14条 削除

(制作部の事務)

第15条 制作部の経営計画課においては、国立劇場本館、国立演芸資料館及び代替劇場等

(以下「本館等」という。)における業務に関し、次の事務をつかさどる(演芸制作課の所掌に属するものを除く。)

- (1) 自主公演の上演計画の調整に関する事。
- (2) 自主公演の出演者との出演契約に関する事。
- (3) 自主公演に係る渉外事務に関する事。
- (4) 自主公演の予算及び決算の総括に関する事。
- (5) 自主公演の収支改善施策の企画立案及び効果検証の総括に関する事。
- (6) 入場料設定の事務(国立能楽堂及び国立音楽劇場の総括を含む。)に関する事。
- (7) 受託公演に関する事。
- (8) 制作部の業務に係る連絡調整に関する事。
- (9) その他、制作部において他の所掌に属しない事。

2 制作部の歌舞伎制作課においては、本館等における業務に関し、歌舞伎及び新派について、次の事務をつかさどる。

- (1) 自主公演の上演演目の考証並びに定本の作成及び校訂に関する事。
- (2) 自主公演の上演計画の策定及び演目の選定に関する事。
- (3) 自主公演の上演台本の執筆、補綴及び作成並びに記録台本の作成に関する事。
- (4) 自主公演の出演者の選定、配役の立案及び出演交渉に関する事。
- (5) 自主公演の出演者等の予算額の算定に関する事。
- (6) 自主公演の台本、演出、作曲、美術、照明等の委嘱に関する事。
- (7) 自主公演の演出プランの策定及び演出の実務に関する事。
- (8) 自主公演の大道具、小道具、衣裳、かつら等の使用計画に関する事(舞台技術部の舞台監督美術課の所掌に属するものを除く。)

- (9) 自主公演の稽古日程の作成及び稽古の実施に関すること（舞台技術部の舞台監督美術課の所掌に属するものを除く。）。
 - (10) 自主公演の演出に係る不測の事態の処理に関すること。
 - (11) 自主公演の上演時間の記録作成に関すること。
 - (12) 廃絶演目の復活のための調査及び研究に関すること。
 - (13) 演技、演出の向上に資する調査及び研究に関すること。
 - (14) 著作者、実演家等の活動の奨励に関すること。
 - (15) 公演監事室の使用上の管理に関すること。
 - (16) 自主公演のテレビ、ラジオ等の中継に関すること（営業部の普及営業課の所掌に属するものを除く。）。
- 3 制作部の伝統芸能制作課においては、本館等における業務に関し、伝統芸能（歌舞伎、新派及び大衆芸能を除く。）について、前項各号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 制作部の演芸制作課においては、本館等における業務に関し、大衆芸能について、第1項第2号から第7号まで、第2項各号並びに第17条第3項第3号に掲げる事務をつかさどる。
- 5 前3項の規定は、自主公演以外の主催事業においてこれらの規定の業務を行う場合について準用する。
- 6 制作部の各課においては、業務に関連する国立能楽堂及び国立文楽劇場の業務（文楽公演関連業務を除く。）に関し連絡調整をする。

（営業部の事務）

第16条 営業部の普及営業課においては、本館等における業務に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 営業活動による集客に関すること。
 - (2) 伝統芸能の普及活動（インバウンド向け活動を含む）による集客に関すること。
 - (3) 劇場等施設並びにこれに付随する設備及び備品の貸与に関すること。
 - (4) 自主公演のテレビ、ラジオ等の中継に係る放送権料等の徴収に関すること。
 - (5) 営業部の業務に係る連絡調整に関すること。
- 2 営業部の宣伝営業課においては、本館等における業務に関し、次の事務をつかさどる。
- (1) 宣伝活動の実施による集客に関すること。
 - (2) 報道関係者等との連絡に関すること。
 - (3) 解説書等の企画、編集、作成等に関すること。
 - (4) 宣伝材料、解説書及び本館等の施設内における広告枠の販売及び当該広告枠の広告主との渉外に関すること。
 - (5) あぜくら会の運営に関すること。
- 3 営業部の観客営業課においては、本館等における業務に関し、次の事務をつかさどる。
- (1) 入場券の配分計画、発売及び管理に関すること（国立能楽堂の営業課及び国立文楽劇場の営業課の所掌に属するものを除く。）。

- (2) 観客関係施設の運用に関すること。
 - (3) 受付、案内等観客へのサービスに関すること。
 - (4) 食堂、売店等の管理及び運用に関すること。
- 4 前3項の規定は、自主公演以外の主催事業においてこれらの規定の業務を行う場合について準用する。
- 5 営業部の各課においては、業務に関連する国立能楽堂及び国立文楽劇場の業務に関し連絡調整をする。

(舞台技術部の事務)

第17条 舞台技術部の舞台課においては、本館等における業務に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 舞台関係業務の連絡、調査及び総括に関すること。
- (2) 舞台機構の操作、保守及び管理に関すること。
- (3) 大道具、幕類、小裂、楽器等の保守及び管理に関すること。
- (4) 舞台裏関係諸施設の運用に関すること。
- (5) 楽屋の管理に関すること。
- (6) 舞台の運用中に発生した不測の事態の処理に関すること（舞台監督美術課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 劇場施設の供用に係る技術協力に関すること。
- (8) 大衆芸能について、第17条第3項第4号及び第6号に掲げる業務。
- (9) 舞台技術部の業務に係る連絡調整に関すること。

2 舞台技術部の技術課においては、本館等における業務に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 照明、音響効果に関する計画及び実施に関すること。
- (2) 照明、音響の操作、設備器具の保守及び管理に関すること。
- (3) 上演記録（照明、音響効果）の作成に関すること。
- (4) 舞台運営用テレビの操作、保守及び管理に関すること。
- (5) 公演に係る映写に関すること。
- (6) 劇場施設の供用に係る技術協力に関すること。

3 舞台技術部の舞台監督美術課においては、本館等における業務に関し、舞台監督業務及び舞台美術業務について、次の事務をつかさどる（制作部演芸制作課及び舞台技術部舞台課の所掌に属するものを除く。）。

- (1) 自主公演における舞台関係業務の連絡調整に関すること。
- (2) 自主公演の大道具、小道具、衣裳、かつら等を使用し、及び当該使用に係る要員を配置するための発注実務（発注に係る計画の立案及び予算額の算定を含む。）に関すること。
- (3) 自主公演の稽古日程の連絡調整及び稽古の実施に関すること。
- (4) 自主公演における舞台進行等の実務に関すること。
- (5) 自主公演に係る舞台の運用中に発生した不測の事態の処理に関すること。
- (6) 自主公演における舞台美術の製作に関すること。

- (7) 自主公演の上演記録の作成に関すること。
- (8) 劇場施設の供用に係る技術協力に関すること。
- 4 前3項の規定は、自主公演以外の主催事業においてこれらの規定の業務を行う場合について準用する。
- 5 舞台技術部の各課においては、業務に関連する国立能楽堂及び国立文楽劇場の業務に関し連絡調整をする。

(国立劇場養成所の事務)

第18条 国立劇場養成所の養成企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 伝統芸能の伝承者の養成計画の作成の総括に関すること。
- (2) 伝承者養成事業に係る周知広報、研修生募集、伝承者養成事業及び実演家等研修事業において連携して行う事業、その他業務に関連する事業の企画に関すること。
- (3) 伝統芸能伝承奨励費、研修生宿舍及び研修生住宅費補助金の庶務に関すること。
- (4) 業務に係る寄附金に関すること。
- (5) 国立劇場養成所の業務に係る連絡調整に関すること。
- 2 国立劇場養成所の歌舞伎・大衆芸能研修課においては、歌舞伎・大衆芸能の伝承者を養成するための研修に関し次の事務をつかさどる。
 - (1) 伝承者の養成計画の作成及び実施に関すること。
 - (2) 伝承者養成の教務及び庶務に関すること。
 - (3) 養成施設、教材、教具等の管理に関すること。
- 3 国立劇場養成所の能楽研修課においては、能楽の伝承者を養成するための研修に関し、前項各号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 国立劇場養成所の文楽研修課においては、文楽の伝承者を養成するための研修に関し、第2項各号に掲げる事務をつかさどる。
- 5 国立劇場養成所の養成企画課においては、業務に関連する国立能楽堂及び国立文楽劇場の業務に関する連絡調整を行う。

(伝統芸能情報センターの事務)

第19条 伝統芸能情報センターの普及教育課においては、本館等における業務に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 伝統芸能の普及教育事業の企画立案に関すること。
- (2) 伝統芸能の普及教育事業の実施に関すること。
- (3) 伝統芸能の普及教育事業に係る渉外事務に関すること。
- (4) 文化デジタルライブラリーの企画立案に関すること。
- (5) 文化デジタルライブラリーのコンテンツの作成、利用及び調査に関すること。
- (6) 伝統芸能に関する外部機関と連携して行うデジタルを活用した業務に関すること。
- (7) 伝統芸能情報センターの業務に係る連絡調整に関すること。
- 2 伝統芸能情報センターの調査資料課においては、本館等における業務に関し、次の事務を

つかさどる。

- (1) 伝統芸能に関する調査、研究に関すること。
 - (2) 伝統芸能に関する調査、研究の成果の公表に関すること。
 - (3) 伝統芸能に関する基本台帳、参考目録、索引カード等の作成に関すること。
 - (4) 芸能に関する統計資料の作成に関すること。
 - (5) 伝統芸能に関する調査、研究に係る出版物の企画、刊行及び頒布に関すること。
 - (6) 伝統芸能に関する演技、演出等の記録の作成に関すること。
 - (7) 自主公演の記録に係る録音、録画、写真撮影等の実施、編集及び整理に関すること。
 - (8) 録音、録画等に係る設備器具の保守及び管理に関すること。
 - (9) 芸能に関する図書、レコード、フィルムその他の資料の収集、整理、保存及び管理に関すること。
 - (10) 上演台本、舞台装置図、照明プラン図、その他の記録の整理及び保存に関すること。
 - (11) 録音、録画、記録写真等の複製の受託に関すること。
 - (12) 芸能資料の展示に関する計画及び実施に関すること。
 - (13) 芸能図書及び資料の観覧、閲覧、貸出等に関すること。
 - (14) 芸能資料の収蔵室及び展示室並びに書庫及び図書閲覧室の管理に関すること。
 - (15) 伝統芸能の普及に関する展覧会、講演会、映画会等の開催に関すること。
 - (16) 伝統芸能に関する収蔵資料に係る出版物の企画、刊行及び頒布に関すること。
- 3 伝統芸能情報センターの普及教育課においては、業務に関連する国立能楽堂及び国立文楽劇場の業務に関し連絡調整をする。

(国立能楽堂の事務)

第20条 国立能楽堂の事業推進課においては、国立能楽堂における業務に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 機密に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 文書の接受、発送及び保存並びに情報の公開に関すること。
- (4) 内部の会議に関すること。
- (5) 施設の見学に関すること。
- (6) 儀式に関すること。
- (7) 特別室等の使用上の管理に関すること。
- (8) 職員の人事労務の事務を処理すること。
- (9) 職員の就業及び福祉厚生に関すること。
- (10) 衛生及び看護に関すること。
- (11) 職員の出張に関すること。
- (12) 予算及び決算の事務を処理すること。
- (13) 収入及び支出に関すること。

- (14) 現金、有価証券の出納及び管理に関すること。
- (15) 入場料、施設の使用料等の調定及び徴収に関すること。
- (16) 会計監査の事務を処理すること。
- (17) 契約事務に係る連絡調整に関すること。
- (18) 物品の調達及び管理に関すること。
- (19) 施設の警備に関すること。
- (20) 電話の管理に関すること。
- (21) 建物及び施設の防災に関すること。
- (22) 食堂、売店等の管理及び運用に関すること。
- (23) 施設の清掃に関すること。
- (24) 建物及び施設の保守、管理及び軽微な営繕に関すること。
- (25) 給排水、給湯、衛生施設の保守及び管理に関すること。
- (26) 冷暖房、換気設備の運転、保守及び管理に関すること。
- (27) 電気関係施設の運転、保守及び管理に関すること。
- (28) 舞台関係業務の連絡、調査及び総括に関すること。
- (29) 舞台進行関係業務に関すること。
- (30) 稽古日程の連絡及び稽古の実務に関すること。
- (31) 舞台の保守及び管理に関すること。
- (32) 作り物等の保守及び管理に関すること。
- (33) 舞台裏関係諸施設の運用に関すること。
- (34) 楽屋の管理に関すること。
- (35) 舞台の運用中に発生した不測の事態の処理に関すること。
- (36) 照明、音響効果に関する計画及び実施に関すること。
- (37) 照明、音響の操作、設備器具の保守及び管理に関すること。
- (38) 舞台運営用テレビの操作、保守及び管理に関すること。
- (39) 自主公演の記録に係る録音、録画、写真撮影等の実施、編集及び整理に関すること。
- (40) 録音、録画等に係る設備器具の保守及び管理に関すること。
- (41) 映写に関すること。
- (42) 伝統芸能に関する基本台帳、参考目録の作成に関すること。
- (43) 伝統芸能に関する演技、演出等の記録の作成に関すること。
- (44) 伝統芸能に関する調査及び研究の成果の公表に関すること。
- (45) 芸能に関する統計資料の作成に関すること。
- (46) 芸能に関する図書、レコード、フィルムその他の資料の収集、整理、保存及び管理に関すること。
- (47) 上演演目の記録の整備及び保存に関すること。
- (48) 録音、録画、記録写真等の複製の受託に関すること。

- (49) 芸能資料の展示に関する計画及び実施に関すること。
- (50) 芸能図書及び資料の観覧、閲覧、貸出等に関すること。
- (51) 芸能資料の収蔵室及び展示室並びに書庫及び図書閲覧室の管理に関すること。
- (52) 伝統芸能の普及に関する展覧会、講演会、映画会、公開講座等の開催に関すること。
- (53) 伝統芸能に関する収蔵資料に係る出版物の企画、刊行及び頒布に関すること。
- (54) 国立能楽堂の業務に係る連絡調整に関すること。
- (55) その他、他の所掌に属しないこと。

2 国立能楽堂の企画制作課においては、国立能楽堂における業務に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 自主公演の上演演目の考証並びに定本の作成及び校訂に関すること。
- (2) 自主公演の上演計画の立案及び演目の選定に関すること。
- (3) 自主公演の出演者の選定、配役の立案及び出演交渉に関すること。
- (4) 自主公演の出演者等の予算額の算定に関すること。
- (5) 自主公演の出演者との出演契約に関すること。
- (6) 自主公演に係る渉外事務に関すること。
- (7) 自主公演の予算及び決算の総括に関すること。
- (8) 自主公演の収支改善施策の企画立案及び効果検証の総括に関すること。
- (9) 入場料設定の事務に関すること。
- (10) 自主公演の台本、演出等文芸関係の委嘱に関すること。
- (11) 自主公演の演出プランの策定及び演出の実務に関すること。
- (12) 自主公演の小道具、作り物、装束等の使用計画及び発注に関すること。
- (13) 自主公演の稽古日程の作成及び稽古の実施に関すること。
- (14) 自主公演の演出に係る不測の事態の処理に関すること。
- (15) 廃絶演目の復活のための調査及び研究に関すること。
- (16) 演技、演出の向上に資する調査及び研究に関すること。
- (17) 著作者、実演家等の活動の奨励に関すること。
- (18) 公演監事室の使用上の管理に関すること。
- (19) 自主公演のテレビ、ラジオ等の中継に関すること（国立能楽堂の営業課の所掌に属するものを除く。）。
- (20) 受託公演に関すること。

3 国立能楽堂の営業課においては、国立能楽堂における業務に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 宣伝及び広報に係る計画の立案及び予算額の算定に関すること。
- (2) 宣伝材料の作成、記者発表の実施等宣伝及び広報の実務に関すること。
- (3) 報道関係者等との連絡に関すること。
- (4) 広告枠の販売及び広告主との渉外に関すること。
- (5) 解説書等の企画、編集、作成等に関すること。

- (6) 自主公演の観客の動員に関する事。
 - (7) 入場券の配分計画、発売及び管理に関する事。
 - (8) 自主公演の招待券に関する事。
 - (9) 観客関係施設の運用に関する事。
 - (10) 受付、案内等観客へのサービスに関する事。
 - (11) 劇場等施設並びにこれに付随する設備及び備品の貸与に関する事。
 - (12) 自主公演におけるテレビ、ラジオ等の中継に係る放送権料等の徴収に関する事。
- (国立文楽劇場の事務)

第21条 国立文楽劇場の事業推進課においては、国立文楽劇場における業務に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 機密に関する事。
- (2) 秘書事務に関する事。
- (3) 公印の保管に関する事。
- (4) 文書の接受、発送及び保存並びに情報の公開に関する事。
- (5) 内部の会議に関する事。
- (6) 施設の見学に関する事。
- (7) 儀式に関する事。
- (8) 職員の人事労務の事務を処理する事。
- (9) 職員の就業及び福利厚生に関する事。
- (10) 衛生及び看護に関する事。
- (11) 職員の出張に関する事。
- (12) 予算及び決算の事務を処理する事。
- (13) 収入及び支出に関する事。
- (14) 現金、有価証券の出納及び管理に関する事。
- (15) 入場料、施設の使用料等の調定及び徴収に関する事。
- (16) 会計監査の事務を処理する事。
- (17) 契約事務に係る連絡調整に関する事。
- (18) 物品の調達及び管理に関する事。
- (19) 施設の警備に関する事。
- (20) 電話の管理に関する事。
- (21) 建物及び施設の防災に関する事。
- (22) 食堂、売店等の管理及び運用に関する事。
- (23) 施設の清掃に関する事。
- (24) 職員宿舎の管理に関する事。
- (25) 建物及び施設の保守、管理及び軽微な営繕に関する事。
- (26) 給排水、給湯、衛生設備の保守及び管理に関する事。

- (27) 冷暖房、換気設備の運転、保守及び管理に関すること。
 - (28) 電気関係施設の運転、保守及び管理に関すること。
 - (29) 伝統芸能の普及奨励のための必要な次の事業に関すること。
 - ア 芸能資料の展示に関する計画及び実施
 - イ 展覧会、講演会、映画会、公開講座の開催等の普及活動
 - (30) 伝統芸能に関する演技、演出等の記録の作成に関すること。
 - (31) 伝統芸能に関する調査及び研究の成果の公表に関すること。
 - (32) 芸能に関する統計資料の作成に関すること。
 - (33) 芸能に関する図書、レコード、フィルムその他の資料の収集、整理、保存及び管理に関すること。
 - (34) 上演台本、舞台装置図、照明プラン図、その他の記録の整備及び保存に関すること。
 - (35) 人形（首、鬘、衣裳等）及び小道具等の写真、その他の記録の整備及び保存に関すること。
 - (36) 録音、録画、記録写真等の複製の受託に関すること。
 - (37) 芸能図書及び資料の観覧、閲覧、貸出等に関すること。
 - (38) 芸能資料の収蔵室及び展示室並びに書庫及び図書閲覧室の管理に関すること。
 - (39) 伝統芸能に関する収蔵資料に係る出版物の企画、刊行及び頒布に関すること。
 - (40) 国立文楽劇場の業務に係る連絡調整に関すること。
 - (41) その他、他の所掌に属しないこと。
- 2 国立文楽劇場の企画制作課においては、国立文楽劇場における業務に関し、次の事務をつかさどる。
- (1) 自主公演の上演演目の考証並びに定本の作成及び校訂に関すること。
 - (2) 自主公演の上演計画の立案及び演目の選定に関すること。
 - (3) 自主公演の上演台本の執筆、補綴及び作成並びに記録台本の作成に関すること。
 - (4) 自主公演の出演者の選定、配役の立案及び出演交渉に関すること。
 - (5) 自主公演の出演者等の予算額の算定に関すること。
 - (6) 自主公演の出演者との出演契約に関すること。
 - (7) 自主公演に係る渉外事務に関すること。
 - (8) 自主公演の予算及び決算の総括に関すること。
 - (9) 自主公演の収支改善施策の企画立案及び効果検証の総括に関すること。
 - (10) 入場料設定の事務に関すること。
 - (11) 自主公演の台本、演出、作曲、美術、照明等の委嘱に関すること。
 - (12) 自主公演の演出プランの策定及び演出の実務に関すること。
 - (13) 自主公演の大道具、小道具、衣裳、かつら等の使用計画に関すること。
 - (14) 自主公演の稽古日程の作成及び稽古の実施に関すること。
 - (15) 自主公演の演出に係る不測の事態の処理に関すること。

- (16) 自主公演の上演時間の記録作成に関すること。
 - (17) 廃絶演目の復活のための調査及び研究に関すること。
 - (18) 演技、演出の向上に資する調査及び研究に関すること。
 - (19) 著作者、実演家等の活動の奨励に関すること。
 - (20) 公演監事室の使用上の管理に関すること。
 - (21) 自主公演のテレビ、ラジオ等の中継に関すること（国立文楽劇場の営業課の所掌に属するものを除く。）。
 - (22) 受託公演に関すること。
 - (23) 人形（首、鬘、衣裳等）及び小道具等の業務に関すること。
- 3 国立文楽劇場の営業課においては、国立文楽劇場における業務に関し、次の事務をつかさどる。
- (1) 宣伝及び広報に係る計画の立案及び予算額の算定に関すること。
 - (2) 宣伝材料の作成、記者発表の実施等宣伝及び広報の実務に関すること。
 - (3) 報道関係者等との連絡に関すること。
 - (4) 広告枠の販売及び広告主との渉外に関すること。
 - (5) 解説書等の企画、編集、作成等に関すること。
 - (6) 自主公演の観客の動員に関すること。
 - (7) 入場券の配分計画、発売及び管理に関すること。
 - (8) 自主公演の招待券に関すること。
 - (9) 観劇組織の運営に関すること。
 - (10) 観客関係施設の運用に関すること。
 - (11) 受付、案内等の観客へのサービスに関すること。
 - (12) 劇場等施設並びにこれに付随する設備及び備品の貸与に関すること。
 - (13) 自主公演におけるテレビ、ラジオ等の中継に係る放送権料の徴収に関すること。
- 4 国立文楽劇場の舞台技術課においては、国立文楽劇場における業務に関し、次の事務をつかさどる。
- (1) 舞台関係業務の連絡、調査及び総括に関すること。
 - (2) 舞台監督関係業務に関すること。
 - (3) 自主公演における舞台美術の製作に関すること。
 - (4) 稽古日程の連絡及び稽古の実務に関すること。
 - (5) 舞台機構の操作、保守及び管理に関すること。
 - (6) 大道具、雑幕、小裂、楽器等の保守及び管理に関すること。
 - (7) 舞台裏関係諸施設の運用に関すること。
 - (8) 楽屋の管理に関すること。
 - (9) 舞台の運用中に発生した不測の事態の処理に関すること。
 - (10) 照明及び音響効果に関する計画及び実施に関すること。

- (1 1) 照明及び音響の操作、設備器具の保守及び管理に関すること。
 - (1 2) 舞台運営用テレビの操作、保守及び管理に関すること。
 - (1 3) 自主公演の記録に係る録音、録画、写真撮影等の実施、編集及び整理に関すること。
 - (1 4) 録音、録画等に係る設備器具の保守及び管理に関すること。
 - (1 5) 映写に関すること。
 - (1 6) 上演記録（舞台美術、照明、音響効果、人形及び小道具等）の作成に関すること。
 - (1 7) 劇場施設の供用に係る技術協力に関すること。
- 5 国立文楽劇場の各課においては、業務に関連する本館等の業務に関し連絡調整をする。

（国立劇場再整備本部の事務）

第21条の2 総合調整課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国立劇場等の再整備に係る事務（以下「再整備事務」という。）の総括及び管理に関すること。
- (2) 各種委員会その他の会議の庶務に関すること。
- (3) 政府機関及び関係団体との連絡に関すること。
- (4) その他国立劇場等の再整備に関し、他の所掌に属しないこと。

2 事業調整課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 再整備事務のうち、P F I 事業の事業計画に関すること。
- (2) 再整備事務のうち、P F I 事業者の評価及び選定に関すること。
- (3) 再整備事務のうち業務要求水準書の調整及びP F I 事業のモニタリングに関すること。

3 施設計画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 都市計画、景観等の整備計画の企画立案に関すること。
- (2) 再整備事務のうち建築・土木・設備における技術上の事項の処理に関すること。
- (3) 計画、設計及び工事に係る入札・契約に関すること。
- (4) 監督官庁への申請等の処理に関すること。

4 施設整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 再整備（設計及び工事）のうち、建築に関すること。
- (2) 計画、設計及び工事の実施に関すること。

5 舞台計画課においては、次の事務をつかさどる。ただし、施設計画課及び施設整備課の所掌に属するものを除く。

- (1) 再整備事務のうち舞台機構、舞台裏関係諸施設及び楽屋に関する事項の処理に関すること。
- (2) 再整備事務のうち照明及び音響に関する事項の処理に関すること。

（監査室の事務）

第22条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 内部監査に関すること。
- (2) 内部統制の推進に係る総括及び管理に関すること。

2 前項第2号に掲げる事務については、第11条第2項の規定にかかわらず、総務部長の指

揮監督を受けるものとする。

(監事室の事務)

第23条 監事室においては、監事の職務の遂行を補佐する。

第5章 雑則

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 当分の間、第21条第4項第3号に掲げる事務については、同項の規定にかかわらず、国立劇場制作部の舞台監督美術課においてつかさどるものとする。

附 則 (平成16年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 62号)

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成16年12月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 81号)

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

(総括部長の設置)

2 平成16年12月1日から平成18年3月31日までの間、統括部長を設置する。

(統括部長の職務)

3 統括部長は、各部長を指揮し、中期計画、年度計画及び評価に関する事務を統括する。

(施行時期)

4 この附則は平成16年12月1日から施行し、平成18年3月31日をもってその効力を失う。

附 則 (平成17年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 93号)

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成18年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第121号)

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成21年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第157号)

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成22年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第203号)

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成24年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第235号)

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成25年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第260号)

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 275 号）
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 301 号）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 17 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 340 号）
この規程は、平成 28 年 3 月 17 日から施行し、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 351 号）
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 371 号）
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 408 号）
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 14 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 424 号）
この規程は、令和 3 年 1 月 14 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 441 号）
この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 444 号）
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 476 号）
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 483 号）
この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 487 号）
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 512 号）
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 527 号）
この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 541 号）
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 599 号）
この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。